

1910 年代における地主制の転換について

永 原 慶 二

1

日本の地主制は、一般に、明治末年から大正中期、すなわち 1910 年代に転換期にさしかかったと考えられている。山田盛太郎氏は、50 町歩以上地主数が絶頂に達する大正 8(1919) 年をもって転換の画期としている(北海道を除いて 2451 戸)。また農民層分解の動向を追求した栗原百寿・山田盛太郎・石渡貞雄・大内力氏等は、それぞれの立場から、明治末年以降における、いわゆる中農標準化傾向の出現を指摘している。

このような指標によってみとめられる地主制の転換は、いま 1 歩具体的に考えれば、地主的土地区分を停滞せしめるような諸条件の出現の問題であり、他面からいえば、農村における地主層の経済的機能・役割の変化と、地主小作間の階級関係の転換の問題である。それらについては、従来、地主の資金が土地改良・農事奨励など農業生産力発展の面において果した役割、質屋・金穀貸付・地方銀行を通じて演じた金融上の役割、あるいは小作関係の推移など多面的に追求されている。

しかしながら、そのような地主制の転換がなかなか全国一律の姿をとつて出現するものではなく、むしろ地域によっていちじるしく様相を異にしながら進行するものであることはいうまでもない。そこで、本稿では、その点を念頭におきつつ、資本制的諸関係の発展と地主制の展開・転換がもっとも緊密に絡みあつてみるとされる地帯について、ひとつの具体例を提出し、その事例の提起する一般的な問題について若干の検討を試みたいと思う。以下事例としてとりあげるのは、山梨県東山梨郡春日居村加茂の 1 地主奥山家(以下〇家と略称)の場合である。本稿で〇家を一般的

考察の事例としてとりあげる意味は、つきの諸点にある。

第 1 表 地主制・生糸生産における山梨県の地位

	全国	山梨	各府県中ノ位置
明治 16. 小作地率	35.9%	48.2%	4 位
明治 16. 小作農民率	20.9%	29.9%	4 位
50 町歩以上地主数最多年度	大正 8	明治 41	他 5 県とともに もっとも早い
明治 17. 生糸「工場」数	1043	173	3 位
明治 17. 生糸総生産量中 工場生産量の比重	27.4%	62.8%	4 位

すなわち、第 1 表から明らかのように、山梨県は、総耕地面積中における小作地面積の比率および農家総戸数中に占める小作農の比率が、明治 16(1883) 年において、いずれも全国 4 位を占め、早熟的に地主制を展開させた地帯である。しかも 50 町歩以上地主数の最多年度は全国よりもはるかに早い明治 41 年である。このことは山梨県の場合、地主制の転換もまた早期にみられることを示している。そして明治 17 年の生糸「工場」数および生糸総生産量中に占める「工場」生産物量の比重は、それぞれ全国中 3 位、4 位の高さを示している。これは当然、地主制の早期的展開・転換と不可分の関係をもつものと推定することができる。その意味で山梨県は生糸生産の高さと地主制の早期・高度展開という特徴をそなえた地方であり、地主制の展開とその機能の追求にとって、ひとつの有力な類型を示す地帯とすることができるのである。

ところで、山梨県は明治前期において、第 2 表の示すような郡別地域差をもっている。すなわち、中巨摩郡・北巨摩郡が米の生産量においてもっとも高い地位を占めるとともに、中巨摩は実綿生産においても圧倒的高さを示し、同時に小作地率は 70% に近い高率に達している。他方東山梨郡・

第2表 明治前期山梨県各郡の主要農産物生産量比および小作地率

	東山梨	西山梨	東八代	西八代	南巨摩	中巨摩	北巨摩	南都留	北都留	計
米(明12)	15.2%	12.1%	11.9%	3.7%	3.8%	22.3%	22.2%	6.7%	2.1%	100%
実綿(明12)	2.6	6.6	6.3	8.9	14.6	60.0	1.0	—	—	100
繭(明12)	18.3	3.5	39.0	2.0	4.5	3.2	2.7	11.9	14.9	100
生糸(明12)	6.9	45.2	8.9	10.7	0.1	1.7	3.2	12.2	11.0	100
蚕種低(明12)	—	—	76.2	—	2.2	12.7	—	8.9	—	100
小作地率(明16)	46.4	63.3	46.1	63.3	38.3	69.8	53.1	33.4	33.4	平均 48.2

東八代郡は米生産において中・北巨摩郡につぐ高さを示すとともに、養蚕・製糸において県内随一の位置をもっている。(生糸生産において西山梨が圧倒的に高いが、これは甲府市を中心とする。)したがって、東山梨・東八代は、明治10年代において、稻作と養蚕・製糸との結合のなかで高度に地主制を展開させた地域ということができるのであって、そこに中巨摩郡などとは異なる形態を求めることが可能となるとともに、それこそが、上述のような全国比における山梨県の特徴をもっとも端的に代表する地帯といえるのである。本稿で東山梨郡春日居村のO家を事例とする理由もその点にあるのである。

以下O家の具体的推移を、同家の所蔵する經營帳簿類の分析を通じて検討することとしよう。

2

O家の在村地主としての存在は幕末から農地改革にいたるまでの1世紀にわたるのであるが、その地主的地位が県内屈指のものとなったのは、明治37年、同家が直接国税1137円(うち地租834円)の納入者として、貴族院多額納税議員互選人

第3表 O家米販売高及び貸付金額の推移

	米販売量	現金有高 (穀物売上代金) と貸付金	[備考] 左ノ貨幣量ノO家 払米価格ニヨル米換算量
天保12(1841)	俵 65	銀 2,663.3 貫 収分	俵 164.3 (古米1俵 銀 16.2) 貫 収分
嘉永4(1851)	130	# 9,469.9	497.9 (玄米1俵 # 19.0)
文久1(1861)	137	# 34,143.5	938.0 (米1俵 # 36.4)
明治4(1871)	56	# 181,698.3	1737.9 (玄米1俵 # 104.55)
明治14(1881)	120	円 19888.855	4324.4 (古米1俵 金 4.62)
明治24(1891)	711	# 35956.496	11985.5 (古米1俵 # 3.00)
明治34(1901)	815	# 82280.269	16456.4 (米1俵 # 5.00)

備考: 俵で売却した俵数は1/2として米俵数に換算。玄米・白米は同量として計算した。

名簿に名をつらねるに至ったときである。O家の活動を物語る帳簿類はちょうどこの頃を境として記載方式が前後で異っている。第3表はそのような意味での前半期の状況を示すものである。

これによれば、O家は天保12(1841)年、65俵の米販売者であり、それをすべて自作地とし、平均反収米3俵として概算すれば2町2反足らずとなる。また同年の現金有高銀2貫663匁の内訳は正確には判明しないが、穀物売上代金額を推定してみれば、その中に占める貸付額はまだきわめて少ない。したがって、ここで考えられるO家の実体は、せいぜい2~3町歩の土地所有者、おそらく自作農上層であり、周辺農民に若干の貨幣貸付けをはじめた程度のものであったろう。

とはいって、それ以後60年間のO家の成長はめざましいものであって、米販売量で12倍余、貨幣蓄積量で100倍の規模に達している。米穀販売量(=土地所有)の面では1841~81年の40年間ほとんど停滞しているが、この間の貸付金・質元金の増加にはおどろくべきものがある。おそらくO家の場合、開港以降の経済変動期においては、土地買入れに向わず、資金はすべて質屋・貸金業にそそぎこんできたものと思われる。そして、明治14(1881)年以降の米販売量の急増は、そのような貨幣蓄積によって、紙幣整理とともにナウデフレ=地価暴落の機会をとらえ急速に土地集中をすすめたことの結果とみられるから、地主としてのO家の本格的成長期は明治10~30年代にあたったといえよう。この点は第4表にみられる土地買入金額の推移によっていっそう明白である¹⁾。(資料の関係で31年以降は不明)

1) 山梨県全体および東山梨郡の小作地率の推移からすると、O家の土地集積は平均よりややおくれて出発し、短期間に促進されたといえよう。

第4表

○家の土地買入過程

年 代	金 額
明治 16	622
17	10458
18	3554
19	4593
20	4995
21	1578
22	2784
23	6187
24	1270
25	5436
26	2838
27	396
28	3169
29	133
30	4962

第5表

○家土地所有規模の推移

	総面積	左ノウチ田畠面積
明 37	417.012	
38	417.012	
39	461.901	
40	462.226	
41	495.301	
42	?	
43	627.616	
44	676.425	
大 1	676.425	
2	675.124	
3	675.124	
4	675.124	
5	675.124	
6	675.124	
7	?	
8	675.124	450.910
9	710.724	454.510
10	712.822	456.608

る明治 41~43 年は、その前年からはじまった日露戦後の恐慌が深刻な姿をとつて農村にあらわれる時期であり、この 3 年間にわたつて農産物価格は一般物価にくらべて高い下落率を示し、とりわけ繭価の暴落がめだつてゐる²⁾。したがつて、土地所有についてみれば、○家の場合、明治 43~44 年を上昇から停滞への転期といつうことができる。

しかし○家の経済活動の全体的な推移のなかで土地所有の比重をみていくと、それとはいくぶん異なる傾向を知ることができる。第 6 表は土地・貸金・株式公債という○家の経済の 3 つの基本的資産について、それぞれの時価とそれの生みだす年間収益を 1 表にまとめたものである。これによれば土地所有の比重は、明治 37 年で最高を示し、それ以後大正 7 年まで一貫して低落していってい

第6表 土地・貸金・株式公債の時価および収益とその比重の推移

	土地価 格(A)	$\frac{A}{A+B+C}$	土地収 益(A')	$\frac{A'}{A'+B'+C'}$	貸付金 (B)	$\frac{B}{A+B+C}$	同利子 (B')	$\frac{B'}{A'+B'+C'}$	株式時 価(C)	$\frac{C}{A+B+C}$	株式配 当(C')	$\frac{C'}{A'+B'+C'}$	$A+B+C$	$A'+B'+C'$
明治37	91857	51.5	8714	50.1	49743	27.9	6046	34.7	36666	20.6	2643	15.2	178266	17404
38	91857	50.5	8781	47.3	44944	24.7	7138	38.4	44996	24.8	2649	14.3	181797	18569
39	102006	49.5	8251	37.8	45077	21.9	10399	47.7	59284	28.6	3167	14.5	206367	21817
40	102906	43.6	9454	46.5	48887	20.7	6810	33.6	84641	35.7	4039	19.9	236434	20304
41	105286	41.5	10195	44.5	62095	24.5	6262	27.9	86151	33.9	5955	26.6	253532	22413
42	115703	42.0	7364	37.3	71347	25.9	6660	33.7	88687	32.1	5752	29.0	275737	19777
43	110125	40.3	8372	32.8	51873	19.0	11225	43.9	111010	40.6	5973	23.3	273008	25571
44	120342	43.1	8759	37.4	44225	15.8	8372	35.4	114470	41.1	6479	27.2	279037	23610
大正1	120342	39.9	14115	50.6	38290	12.7	6116	22.0	142205	47.2	7616	27.4	300837	27848
2	119969	36.1	15477	49.2	47304	14.3	6182	19.7	164613	49.6	9767	31.1	331886	31428
3	119969	33.8	12516	41.4	51088	14.4	5927	20.0	183418	51.7	11358	38.1	354475	29803
4	119969	33.7	10529	34.9	46791	13.2	6601	21.9	188363	53.0	13018	43.2	355123	30149
5	119969	34.4	10171	34.0	30248	8.7	5750	19.2	198440	56.9	13996	46.8	348657	29918
6	119969	29.4	13434	38.3	26763	6.5	6003	17.2	261474	64.0	15522	44.5	408206	34961
7	134265	26.4	18264	41.4	25193	5.0	4105	9.2	348436	64.8	22162	49.7	507894	44532
8	470415	50.6	26797	45.9	29277	3.1	3042	5.2	430051	46.2	28566	48.9	929743	58406
9	475100	47.5	25685	42.3	21640	2.2	2029	3.3	503331	50.3	33122	54.4	1000071	60837
10	477100	49.0	19428	32.5	20780	2.1	2711	4.5	476476	48.9	37602	63.0	974356	59742
11	387156	46.5	21472	32.6	19000	2.3	2938	4.5	426942	51.2	41004	62.9	833098	65415

しかしながら、土地所有についていえば、○家はなお明治末年まで、かなり積極的に集積の動きをすすめている。第 5 表は○家の土地所有面積の判明する明治 37~大正 10 年の推移であるが、これによれば、明治 41~43 の間に急激な集積を行い、44 年にピークに達し、以後大正期にかけて停滞をつづけている。この数字は田地・畠地・山林原野等の区別を明らかにしていないために、正確な判断を下しにくいが、大勢を知ることはできよう。ここにみられる土地集積の第 2 の躍進期であ

る。また年間収益における土地収益の比重もおなじく明治 37 年で 50.1% と最高を示し、明治 44 年

2) この不況時の物価指数(1905=明治 38 年を 100)は以下のとおりである。

	一般物価	農産物総合	繭	米
明治 39	103	103	112	114
40	111	109	133	128
41	107	104	95	124
42	102	99	95	102
43	104	99	91	103
44	107	116	95	134
大正 1	114	124	75	161

まで低落傾向をたどり、大正1~2年で急騰するが、それ以後また低下していっている。大正1~2年の急騰は地価と関係なく、米価が急騰したためであるから(米価指数は注2をみよ)，これを例外とすれば、結局資産面でも年間収益面でも土地が最高の比重をもったのは明治37年ということができるのである。土地所有の面で明治40年代がなお躍進期に属したにもかかわらず、実質的にはすでに37年からO家の経済構造における土地所有の地位の低下が開始されていることは注目すべき事実である。

そこでつぎに、このような土地所有の動向と不可分の関係をもつ貸金および株式公債所有の動向をみよう。まず貸金についてみると、貸付金高の最高年は明治42年であり、この年は比重の面でも明治37年について高い地位を占めている。明治41~2年の貸金の比重が概して高いのは、この時期が農業恐慌に見舞われていたこと関係するであろう。しかし貸金は明治43年以降、土地所有とくらべものにならないテンポでその全額・年間利子収入額ともに低落している。明治39、43年のように年間収入中、貸金利子が最大の重みをもっていた年にくらべれば、大正期は貸金業の衰滅期といってよいほどのはげしい低落ぶりを示している。このような変化の理由がどこにあるのかはのちに考えることとしよう。

つぎに、株式公債の場合についてみると、これは貸金とは全く逆の傾向をあらわしている。株式公債の時価は明治37年で20.6%に達し、すでに土地・貸金とともに無視できない比重を占めているが、明治43~44年にはその時価は土地価格と肩をならべ、大正元年にはやくも3者中の第1位にのぼっている。また年間収入中に占める株式配当公債利子が首位にのぼるのも大正4年のことであり、それ以後一貫して土地収益を上まわる状態を維持している。したがって株式公債所有は大正1~4年のあいだにO家の経済にとってもっとも重要な地位を占めるに至っているのである。

それではこのようなO家の株式公債所有はどのような内容・性質をもつものであろうか。明治37年以前の株式公債時価の推移は不明であるが、O

第7表 O家の初期の株式公債所有状況

明治 14	興商社(銀行類似会社)に1000円を出資
24	山梨第10国立銀行株買入(4500円)
28	軍事公債払込(370円)
29	軍事公債払込(1665円)
30	鉄道株約定金(90円)
31	第10国立銀行株及農工銀行株買入、払込(5443円) 軍事公債売却(1995円)
32	県公債・銀行払込等(5065円)*
33	県公債・銀行払込等(20239円)*
34	第10国立銀行新株払込(2175円) 有信銀行新株払込(250円)
36	興商銀行新株払込(750円) 有信銀行株買入(2725円)

備考: *は同年の土地買入代金を含む。

家が初めて株式所有にのりだしたのは明治14年に興商社という東山梨郡日川村所在の銀行類似会社に1000円を出資したときである。それ以後明治36年までの動きは第7表のとおりである。これでみれば明らかなように、36年までの株式買入れは、山梨第10国立銀行・興商銀行・有信銀行のような、山梨県内の有力銀行株にかぎられている。このことは重要な意味をもつ。すなわち、それらは土地・貸金・株式公債という資金投下先の区分からすれば、まさしく株式公債のカテゴリーに入れられるにもかかわらず、実質的にはすべてO家の貸金業と不可分の関係をもち、その営業資金の融資を受ける直接上級の金融機関としての意味をもつものなのである。この点をO家の取引関係において具体的に示すことは困難であるが、中村政則氏が明らかにした東八代郡二宮村の野田氏の貸金業の場合は、まさにその間の事情を的確に示している³⁾。それゆえ、これらの株式買入れはまだ、厳密な意味での株式投資ということはできないのであって、そのかぎりではO家の経済基盤はなお土地所有と貸金業の2者にかぎられているというべきである。

ところが事情は明治39年ころから変ってくる。第8表はO家の県外=中央会社株の保有状況を示すものである。いうまでもなくO家は明治37年以降も山梨第10国立・有信・興商銀行株等を保持しつづけるが、ここに示したのはそれ以外の部分である。これによればO家の中央会社株所有は、

3) 中村政則「地方産業の発展と下級金融機関」『土地制度史学』22号参照。

第8表 O家の県外=中央会社株式保有状況(時価)

	勧銀	東京電灯	東京鉄道	鐘紡	郵船	韓国銀行	朝鮮殖産	その他
明 39	420円	65円(中央電力)						
40	7261	60	3250円					
41	8056	100	3200	4550円	4150円			
42	12900	140		5250	4000	540円		
43	26500	200	3500	5000	4500	720		
44	27560	150	3250		4500	900		
大 1	32860	170		5000	4500	朝鮮銀行 1350		
2	34450	170		5000	4500	1080		
3	41340	170		4500	4500	1080		
4	42400	180		4500	5750	1080		
5	42400	190		4500	5750	1080		
6	42400	220		7500	17500	1890		
7	47700	6240		7500	27500	3600	510円	9625*
8	47700	9350		10000	26250	5400	1260	14500
9	44520	7800		10000	15750	5040	1350	8375
10	83440	8840		10000	15750	5040	1350	3525

備考: *甲府電化工業、千代田製薬、日本電化、富士撚糸、日本ゴム工業の5銘柄。

明治 39 年に開始され、40~41 年に本格化していることが知られる。その意味で、O家の株式所有はこのころに新しい画期を迎えたといふべきであり、この画期はさきにみたように、土地所有・貸金が、総資産中に占める地位においても、また年間収入総額中における地位においても、下降線をたどりはじめた時期とほぼ一致している。土地所有・貸付金から資産株としての勧銀・鮮銀・東電・郵船・鐘紡株等への資金移動が開始されたことは、やはりこの時期を地主制の転換期とすべき 1 つの有力な目安であろう。

第9表 O家式公債所有構成・推移

	県内銀行株	国公債	中央会社株
明治 23(1890)	円 6562 (100)	円 —	—
33(1900)	18876(65.4)	9800(34.6)	—
39(1906)	46567(79.0)	11935(20.0)	420 (1.0)
44(1911)	63440(55.6)	9314 (8.2)	41360(36.2)
大正 6(1917)	179260(68.5)	12704 (4.9)	69510(26.6)
10(1921)	334110(70.4)	11956 (2.6)	128200(27.0)

しかし、このことはO家の株式所有が、この時期から全く一変してしまったことを意味するわけではない。第9表はO家の株式公債所有の構成を、県内銀行株・国公債・中央会社株の 3 者に区分して、その変化を追ってみたものである。これによれば、上述のような過程で、明治 44 年には勧業銀行株を中心とした中央会社株が総時価の 36.2% に達しているが、注目すべきことは、それ以後大正期にかけて、中央会社株もまた国公債も、むし

ろその比重を縮少し、県内銀行株の地位が高まっている点である。このことはまえの第8表で知られるように、中央会社株の所有が、銘柄からみても意外に少く、また増資払込み以外に積極的な買増し等の動きがさしてみられないこととも関係する。それは要するに、O家の株式所有の重点が、大正 10 年に至るまで一貫して県内銀行株におかれていたことにもとづいている。したがって、O家の株式買入れが中央会社株に向けられていく事実をもってO家の性格の本質的変化として過大評価することはゆるされないのである。

以上、O家の土地所有・貸金・株式公債所有の 3 者の推移とその相互関係について若干の検討を加えてきた。その結果いいうことは、O家の場合、幕末維新时期以来一体的関係をもって推進されてきた土地所有と貸金業とは、明治 40 年代に入ると明瞭に頭打ち・下降傾向をあらわし、まさにその時点において中央会社株への資金移動が開始されていることである。この事実はただちにO家が地主・貸金業者から株式投資を通じて資本家に転換したことを意味するわけではないが、前にみたように、山梨県の場合、50 町歩以上地主数の最多年が全国(大正 8)にさきがけて明治 41 年であったことまさに相通ずることであって、ここに地主制の転換を求めうることは疑いえないところである。

そこでつぎには、このような〇家地主制の転換をおしそうめた条件について考えねばならない。前項の分析からして、その条件が、なによりも土地所有・貸金経営の有利性の低下にあることはいうまでもないが、それらはいかなる条件によってもたらされたものであろうか。

まず貸金業の問題からみてゆこう。〇家は幕末期以来質屋と貸金業とを兼営していたが、両者の性格は同一ではない。第10表にみられるように、

第10表 〇家貸金・質元金の推移

	貸金高	質元金高
明治 1	銀 14,180	銀 81,661
5	" 44,010	" 78,239
10	金 4275	金 1206
15	20368	2333
20	18504	433
25	24061	339
30	37310	—
35	50002	—
40	48887	—

備考：質元金高は明治26年を最後とし、27年より消滅。

明治5年までは質元金が貸金よりはるかに多く、〇家の経営の重点は質屋にあった。しかし明治10年には逆転し、質元金は15年を頂点として、急減しはじめ、26年には全く消滅している。したがって、すくなくとも明治15年以降の土地集積のテコとなったのが質屋業でなく、貸金業であることは明らかである。両者の性格差を断定することはここでは困難であるが、より大規模な金融活動の拡大にとっては、質物(穀類・繭・生糸・製糸器械類など)を保管せねばならない質屋形式はかえって制約となつたのであろう。

そこで質屋業とは異なる貸金業の性格とその転換の必然性が問題の焦点となるわけであるが、まず貸金業の営業形態についてみよう。第11表は貸金の1口当たり規模別入数・階層内貸金高の推移を示すものである。これによれば、明治15~35年を通じて、貸付対象は一貫してほぼ100名前後にとどまり、貸付規模・口数からみれば200円以下の概して小口のものが多いが、金額からいえば201~1000円、1000円以上の中・大規模の貸付が

第11表 〇家貸金規模とその推移

	貸金区分	人 数(%)	階層内貸金小計(%)
明治 15 年	1~ 200	90(87.6%)	円 6799.896(25.9%)
	201~1000	17 (7.1)	9636.5 (36.9%)
	1000~以上	6 (5.3)	9740.0 (37.2%)
	計	113(100)	26176.396(100)
明治 20 年	1~ 200	62(79.5)	3595.10 (15.2)
	201~1000	6 (9.0)	3096.0 (13.3)
	1000~以上	9(11.5)	16695.5 (71.5)
	計	77(100)	23350.10(100.0)
明治 25 年	1~ 200	97(84.3)	5783.0 (19.7)
	201~1000	12(10.5)	6231.012(21.2)
	1000~以上	6 (5.2)	17250.0 (59.1)
	計	115(100)	29374.012(100)
明治 30 年	1~ 200	70(63.2)	5507.955(12.1)
	201~1000	31(29.5)	17982.55 (39.5)
	1000~以上	8 (7.3)	32000.0 (48.4)
	計	109(100)	45490.505(100)
明治 35 年	1~ 200	65(63.1)	6796.83 (16.1)
	201~1000	33(32)	16364.5 (38.6)
	1000~以上	5 (4.9)	18170.0 (45.3)
	計	103(100)	42341.33 (100)

大きな比重を占めている。そしてこの傾向は明治20年以降とくに強くあらわれている。このことは少数の概して大口の借り受け人が〇家の営業にとってもっとも重要な地位を占めていたことを意味する。そこで、それの大口の借り受け人の性格を検討してみると、(1) とくに明治20年代の大口借り受け人には若尾逸平(明治21年7500円)、風間伊七(明治22年4900円)など、山梨県の代表的大地主兼商人・貸金業者がみられることから、それらと〇家とのあいだに資金融通関係が形成されていたことが明らかである。(2) 同様の融資関係は春日居村内の他の質屋業茂手木市兵衛など同村内および周辺地域の金融業者とのあいだにも結ばれている。(3) しばしば毎年のように大口の融資を受けている者が少くないが、それらのなかには飯島信豊のような村内製糸家がある⁴⁾。またこの類には製糸家のほか繭仲買商・水車業者も認められる。以上(1)~(3)の特徴からすれば、〇家の貸金対象は春日居村はじめ周辺地域の製糸家、とりわけその購繭代金などに向けられるとともに⁵⁾,

4) 飯島製糸は明治18年創業、明治30年工女数32、明治44年84名。

5) 地主の資金と製糸業の結びつきについては、中村政則前掲論文が詳細に明らかにしている。

周辺地域および山梨県の巨大地主商人に向けられ、〇家自身がそれらの資金創出組織網にくみこまれていたとみられるのである。(この資金はまた各地の製糸家などに貸付けられるとともに彼等の土地購入資金となつたであろう。)

そこで、〇家の貸金業の性格が、このようなものだとすれば、つぎにその衰退の原因について考えねばならない。まず念のため、転換が問題となる明治 37 年以降の、土地・貸金・株式公債のそれぞれの利廻り ($\frac{\text{各年間収入}}{\text{各時価}}$) についてみよう。

第 12 表 土地・貸金・株式公債利廻の推移

	土地利廻	貸金利廻	株式公債利廻
明治 37	0.095	0.141	0.072
38	0.059	0.158	0.058
39	0.081	0.231	0.053
40	0.091	0.139	0.047
41	0.097	0.108	0.069
42	0.064	0.093	0.064
43	0.076	0.216	0.054
44	0.073	0.189	0.056
大正 1	0.117	0.159	0.054
2	0.128	0.130	0.059
3	0.104	0.116	0.060
4	0.087	0.141	0.069
5	0.084	0.190	0.070
6	0.111	0.224	0.059
7	0.143	0.164	0.063
8	0.057	0.104	0.066
9	0.054	0.093	0.065
10	0.040	0.130	0.079
11	0.055	0.154	0.096

第 12 表の示すように、すくなくとも〇家の経営帳簿に記入された時価・年間収入の数字に従うかぎり、利廻りの首位は一貫して貸金であり、土地・株式公債が 2 位・3 位の順につづく。したがって、純粋に利廻りという観点からのみいえば、貸金業は明治 33 年以降も一貫して不利になったということはできず、とくに貸付資金の移動先である株式公債の利廻は貸金にくらべてかなり下まわっているのである。この事実は、貸金業の資金回転率が悪く、営業的に不安定であったために、貸付規模を縮少した面もないとはいえないが、むしろ〇家の貸金に対する需要が減少し、その結果生じた遊金が株式公債にふりむけられたとみねばならぬであろう。すなわち、貸付の対象となっていた大口資金の需要が減少したことが主たる理由と思

われるるのである。この点は直接的に論証の困難なことなのであるが、東山梨郡の製糸業が中小工場の簇生という形でもっともにぎわったのは明治 20 年代であり、30 年代に入ると甲府の大規模工場に圧倒され、東山梨の群小工場が急速に減少したこと(東山梨郡の製糸工場数は、明治 20 年 = 117, 27 年 = 109, 31 = 45, 36 年 = 21)と深く関係しているといつてよい。石井寛治氏は東山梨郡の群小製糸工場の衰退の原因を、長野県諏訪郡の場合と対比しつつ、前者は後者にくらべ、有力生糸売込商との結びつきが弱く、また県内有力銀行からの信用授与の点においても不利な状態にあった点に見出されている⁶⁾。しかし、他面、東山梨郡内でも競争に生きのこった製糸工場は融資条件のよりよい金融機関を求め、〇家の貸付対象から離脱していくとみとめられるのである。たとえば明治 30 年代まで〇家の融資を受けていた春日居村の飯島製糸は明治 40 年代に取引先を甲府の第 10 銀行にのりかえている。

つぎに、土地所有の側面について考えよう。この点については、一般に地主小作関係の対立・矛盾の激化があげられることはいうまでもないが、〇家の場合、直接それをたしかめることは、資料的に困難である。しかし、山梨県の北・中巨摩郡、東・西山梨郡のように地主制が早期に高度化した地帯において、地主小作関係の緊張もまた概して早期に強まったであろうことは推測に難くない。たとえば明治 35 年 2 月、石原県知事は県農会に対してつきのような諮問を発している。

「地主をして小作の奨励をなさしむるの方法如何。農事の改善は地主をして力を尽さしむるより良きはなかるべしと雖も、輓近地方地主にして銀行会社若くは投機事業に汲々し、率先以て農事改善に力を尽すもの甚だ罕に、往々小作人と葛藤を惹き起すが如き、畢竟地主が農事の改善に冷淡なるに起因せざるなき歟。」(『峠中日報』明治 35・2・14)

これは(1) 地主の農業生産・農事改良からの遊離、(2) 銀行会社等への投資と投機、(3) 地主・小作

6) 石井寛治「器械製糸業の発展過程」(歴史学研究) 282 号。

関係の緊張の高まり、という点で、きわめて的確に地主制転換の諸相を指摘している。しかも、O家の場合は明治37年から萌芽し、40年代に入って明らかになる問題が、全県的視野からすれば、早くも明治35年にとりあげられていることは注目すべきところである。

明治35年は山梨県の地主・小作関係においてたしかに1つの画期を意味する年であった。明治期の小作争議についての本格的調査・研究はまだ行われていない。しかしたとえば『峡中日報』、『山梨日日』のような地方新聞に報ぜられた争議をひろいあげてみても、35年以前では明治23年に西山梨2件、北巨摩1件、26年に中巨摩で2件が判明するだけであるが、35年には5件(中巨摩3、西山梨1、東八代1)を数えることができるのである⁷⁾。また小作人組合の設立状況をみても、明治35年以前においてはほとんど認めることができないが、35年には東山梨・北巨摩で各1、36年には東山梨2、というふうによくやくその設立がめだち、44年までに東山梨4組合をふくんで全县下10組合が設立されている⁸⁾。そしてこのなかには、O家の所在地である春日居村に隣接する平等村正徳寺部落の正徳寺組合(35年設立)もあった。(正徳寺部落は若尾逸平につぐ巨大地主根津啓吉家の居住地であった。)

35年に発生した争議は、それ以前の争議が個別的減免要求であったのに対し、西山梨郡住吉村の場合で明白なように、地主側では若尾等19地主が地主組合を結成し、小作人側も住吉村上組隣保組合という小作人組合を結成して対抗する集団性の強いものであった。西山梨郡は県内随一の小作地率を示す水田地帯であるうえ、甲府市に接し、小作人のなかには小商人兼営者が少くなく、総じて小作人自身が商品交換過程に入りこむ度合が高い地帯であった。それゆえこの地域の争議は小作人側の強い動きがめだち、明治40年同郡山城村

の争議では、小作人同盟はかねて小作1俵地50銭宛蓄積しておいた闘争資金をよりどころとして、1500俵地にわたって不作付を敢行し、結局全面的に要求を実現している。

このような若干の事例からして、地主小作間の緊張関係がO家の場合にもしだいに高まったであろうことは想像にかたくない。ただO家の場合、この時期の小作米取帳類を残していないため、同家の具体的動きについて追求するわけにはいかないが、大正11年の帳簿類では、定額小作料、引方額、実収額、賞与金、のような項目が一般化されているから、減免・賞与金制度が完全に慣行化していることはたしかである。このような問題を勘案すると、小作争議の展開、さらにいえば争議を必至とするような地主・小作間の新しい経済的社会的関係の出現が、O家の土地経営に対しても切実な影響を与えたしたであろうことは疑いないのである。

以上、本稿ではO家の経営帳簿類の分析を通じて、地主制の展開・転換過程について若干の検討を加えた。その結果、ここで一般的な問題として結論的に指摘しうるのは、以下のようことがらであろう。

(1) 全国的にみても有数の製糸県であり、とりわけ明治20年代に中小製糸工場の簇生発展をみた山梨県東山梨郡の新興地主O家は、明治10~40年台に不況の時期をとらえつつ土地集積を進めた。その間、資本制的生産を農村内部から推進した製糸業の発達は、少くとも30年初めころまでは、地主制の展開と地域的にも時間的にも一致していた。

(2) O家の地主的成長の直接の横桿は貸金業にあったが、この貸金業はさまざまの形で養蚕・製糸業と結合していた。したがって、ここでは地主制は製糸業の発展と表裏一体の関係を形成していたといわねばならない。その意味では、地主制と初期資本主義とは相互補完的共生関係をもって展開したといえる。もちろん、この場合にも、O家の利益金がなぜもっぱら貸金関係の拡大の方向をとらず土地集積にふりむけられていくか、という問題が残される。しかしそくなくとも明治30年ころまでは、両者の矛盾はほとんど顕在化していない。

7) 『峡中日報』、『山梨日日』は甲府図書館所蔵紙による。調査はすべて一橋大学学生府川朝次君の作業による。

8) これらの点は大杉彦助『山梨農民運動史』による。

といってよい。

(3) O家の場合、土地所有・貸金業は 37 年から漸次比重を低下しはじめ、代って県内銀行・中央会社株への投資が進行しはじめる。このことは、ただちに、O家が土地所有者=地主たる本質そのものを変化しはじめたことを意味しないが、現地における農業および製糸業の支配者たる地位を失いはじめる事であり、地主制と初期資本主義との共生という関係から転じ、前者が後者から疏外されていく過程である。一般に地主が株式投資に進出していくことは、地主の積極的・合理的な性格転換としてみられやすいが、O家のような 50 町歩前後の在村地主は、それ以上の巨大地主とちがって、全く居住地中心(1 郡程度)の経済活動を営んでいるわけであり、株式投資への移行はむしろ疏外の結果ともいべき受動的側面をもっていたとみられる。

(4) このような地主制の転換はそれ自身資本主義発展の影響によってもたらされた地主的土地所有と農民的小商品生産(=小作経営)との矛盾によって決定的となった⁹⁾。一般に小作争議は、日露

戦後とくに 40 年代に、穀物検査制度を契機として西日本にまず発生する、とみられている¹⁰⁾。しかし、山梨県の場合、ほぼ明治 35 年以降、地主・小作関係の緊張が高まり、それがO家の例のような地主制の変化を促進する根源的動力となっていた、とみられる。

これらの諸点を総合すれば、一般に 1910 年代に求められる地主制の転換とは、地主制と初期の資本主義とのあいだに形成されていた補完・共生関係が解体し、本格的に発展しはじめた資本主義的諸関係との矛盾をあらわにしはじめた事態を意味しているのである、それは山梨の場合、実質的には 1900 年代(明治 33~42)のうちに用意されたものといわねばならないのである。

〔付記〕文中指摘した中村政則「地方産業の発展と下級金融機関」(『土地制度史学』22)は筆者との共同調査研究のうえになる論文で、本稿と密接に関係するものであるから併読して下さることをお願いする。

なお資料を快く公開して下さった奥山源栄氏および資料の集計を手伝ってくれたゼミナールの学生諸君に謝意を表したい。

9) 小作農が商品生産者的側面を強制的につよめられていく過程については、暉峻衆三「独占段階への移行期における日本の農業問題」(嘉治真三編『独占資本の研究』所収)を参照。

10) 栗原百寿「農業危機の成立と発展」上 51 頁以下。(『日本帝国主義講座』所収)